

# 運輸安全マネジメント

株式会社 伊勢国際観光 運輸安全報告書（運輸安全マネジメントに関する取り組み）

輸送の安全確保の為安全最優先、法令遵守、継続的改善を社長はじめ担当役員と全社員が一丸となって取り組んでいます。

## 平成 28 年度 安全方針

『運転事故、法令違反 0 件の達成』

『基本に立ち返り、安全・正確・快適な安全輸送の実施とその保持』

### 1 輸送の安全に冠する基本方針

○輸送の安全に関する基本的な方針を設定し、社内に周知する。

- ・社長は「輸送の安全」確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内においても同様に「輸送の安全」確保最優先であることを全社員に意識付けし、現場の状況を十分に踏まえつつ社内での意思疎通を積極的に図り、安全に対する計画・実施・評価・改善（P・D・C・A）を確実に実施する中で、創意工夫により「輸送の安全」のレベルアップを図ります。
- ・「輸送の安全」に関する情報については積極的に公表を行います。

○社員各々が安全方針をどの程度理解し、実践しているかを毎月行う乗務員安全教育全社会議で確認し、その実現に向けて努力します。

○毎年度末に安全管理に関する見直しを行い、現行の安全方針の変更の必要性の有無、周知方法の見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

### 2 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

#### 平成 27 年 目標

人身事故	0 件
物損事故	0 件
車内事故	0 件
交通違反	0 件
点呼時の飲酒検知	0 件

#### 平成 27 年 達成状況

人身事故	0 件
物損事故	2 件（自車周囲への接触）
車内事故	0 件
交通違反	0 件
点呼時の飲酒検知	0 件

#### 平成 28 年 目標

##### 【数値目標】

人身事故	0 件
物損事故	0 件
車内事故	0 件
交通違反	0 件
点呼時の飲酒検知	0 件

##### 【行動目標】

基本に立ち返り、安全・正確・快適な安全輸送の実施とその保持

### 3 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故（重大・大型事故等被害甚大なケース）に関する統計

##### 【総件数及び類似別の事故件数】

平成 27 年度重大事故件数 0 件

### 4 安全管理規定

[こちらを参照](#)

### 5 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

#### ○平成 27 年度に講じた措置

##### ・高齢運転手に対する教育の実施

65 歳以上の運転手に対し適齢診断の受診と自社での社員教育を充実させました。

##### ・ドライブレコーダーの導入

順次導入し、平成 27 年度中の在籍車両全てにドライブレコーダーを搭載しています。

##### ・前照灯の交換

薄暮及び夜間の相手側からの視認向上及び、夜間運転時の運転手の負担軽減を考え平成 27 年度の

在籍車両全てをH I D前照灯に交換しました。

- ・健康管理の徹底

運転手が受診する健康診断を基に、健康要注意リストアップ者に対して保険指導員の助言を受けて生活改善による健康管理体制を実施し、健康起因による事故や運行中止案件の発生を未然に防ぐ様に努めました。

具体例として SAS（睡眠時無呼吸症候群）検査をバス運転手全員に対し行いました。

○平成 28 年に講じようとする措置

- ・健康管理体制の充実

健康起因による事故や運行中止案件の発生を未然に防ぐように、健康要注意者には精密検査を受け、医療機関や保険指導員の助言に従い、更なる健康管理体制を強化する。又脳ドックなどの精密検査も受診することを予定しています。

- ・重大事故・事件、災害等への対応訓練実施

重大事故・事件、バスジャックやテロが発生した際および、災害時の対応について適切且つ迅速に対応できる体制を構築できる様に実地訓練を行います。

- ・運行管理体制の充実

運行管理者の更なる知識の充実を図るため、基礎講習をはじめ外部講習には積極的に参加をし、点呼執行と乗務員の指導教育レベルの向上に努めます。

又運行管理者と運転手の垣根がなくなるように経営者も含めた全社員との意見交換会の場を設け、輸送の安全に向かい全社が一丸となって安全目標を達成できる様に努めます。

## 6 輸送の安全に係る情報の伝達体制、その他の組織体制

[こちらを参照](#)

## 7 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、実施予定

○平成 27 年度の教育及び研修の実施状況について

輸送の安全に対する取り組みの確認と運輸安全マネジメントに対する啓蒙を木定期とし、全社員を対象に運輸安全マネジメントに沿った講習内容を全社安全教育会議内にて実施しました。

○平成 28 年度年間教育及び研修の実施予定は、当社の安全管理規定 1 4 条の通りです。

[こちらを参照](#)

8 輸送の安全に係る内部監査について

毎月第一水曜日を「運輸安全マネジメント内部監査（確認）の日」と定め、見直しや確認を行う事にします。

9 安全統括管理者に係る情報

代表取締役 中西英二

10 行政処分

平成 27 年度に行政処分はありません。